

多面的機能支払交付金

農山漁村振興課

多面的機能支払交付金の概要について

1 制度の概要

(1) 制度の目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、農地、農業用水等の地域資源の適切な保全管理や質的向上を図り、農業・農村の有する多面的機能を今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手の負担軽減による農地集積を後押しする。

(2) 交付金の概要

平成19年度から「農地・水・環境保全対策」、平成24年度からは、「農地・水保全管理支払」として実施された。平成26年6月に、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支払」の3支払により「日本型直接支払制度」として平成27年4月から法律に基づく安定的な制度となっている。

①支援の内容

(a) 農地維持支払

○対象活動

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 地域資源保全管理構想の策定など地域資源の適切な保全管理のための推進活動

○交付単価

田 3,000円/10a、畑 2,000円/10a、草地 250円/10a

(b) 資源向上支払（共同活動）

○対象活動

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成やビオトープづくり等の農村環境保全活動
- ・ 防災・減災力の強化など多面的機能の増進を図る活動

○交付単価

田 2,400円/10a、畑 1,440円/10a、草地 240円/10a
(5年以上実施又は長寿命化対象農地は75%)

(c) 資源向上支払（長寿命化）

○対象活動

- ・ 老朽化した施設の補修・更新による長寿命化活動

○交付単価

田 4,400円/10a、畑 2,000円/10a、草地 400円/10a

②負担割合：(国) 50%、(県) 25%、(市町村) 25%

③実施期間：平成26年度～平成30年度 5年間

2 平成27年度の方針

(1) 重点事項

農業・農村の有する多面的機能の維持や農村コミュニティの活性化を図るため、

- ・中山間地域を含め広く多面的機能支払の周知を図り、地域共同による保全活動の取組拡大を推進する。
- ・活動に関する研修会の開催や、特に優れた活動に取り組んでいる活動組織の表彰を通じ、活動組織のスキルアップと意欲向上を図る。

(2) 平成27年度推進計画

項 目	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)	計
実施市町村数	19	18	14	19
対象面積(ha)	10,000	8,000	5,000	23,000(延べ)
活動組織数	170	140	85	395(延べ)
交付額(千円)	290,000	145,000	200,000	635,000

3 平成27年度の実績

(1) 重点事項

・関係市町村、集落への説明会を計8回実施し、活動の取組拡大を推進した結果、

平成26年度実績、対象面積8,368ha、活動組織数136組織に対し

平成27年度実績、対象面積9,692ha、活動組織数185組織へと

それぞれ、対象面積1,324ha、活動組織数49組織の拡大に繋がった。

・優れた活動に取り組んでいる活動組織を表彰する「がんばる農村とくしま大会」を開催、表彰することにより活動組織の意欲向上を図った。

(2) 平成27年度実績

項 目	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)	計
実施市町村数	19	17	14	19
対象面積(ha)	9,692	8,994	6,927	25,613(延べ)
活動組織数	185	158	105	448(延べ)
交付額(千円)	267,884	142,428	260,472	670,784

4 平成28年度の推進方針

(1) 重点事項

農業・農村の有する多面的機能の維持や農村コミュニティの活性化を図るため、

- ・中山間地域を含め広く多面的機能支払の周知を図り、地域共同による保全活動の取組拡大を推進する。
- ・活動組織が適切に事務執行が行えるよう、事務作業に関する説明会、活動に関する研修会の開催や、特に優れた活動に取り組んでいる活動組織の表彰を通じ、活動組織のスキルアップと意欲向上を図る。

(2) 平成28年度推進計画

項 目	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)	計
実施市町村数	19	18	14	19
対象面積(ha)	10,230	9,860	7,562	30,000(延べ)
活動組織数	189	165	108	462(延べ)
交付額(千円)	283,590	157,876	219,394	660,863

〈参考資料〉平成27年度 多面的機能支払交付金の市町村別実施状況

市町村名	活動 組織数	認定農用地面積 (活動に取組む面積) [ha]				農地維持支払交付金				資源向上支払交付金 (共同活動)				資源向上支払交付金 (施設の長寿命化)				交付金 合計 [千円]				
		計	田	畑	草地	交付金額 [千円]	活動 組織数	交付金対象農用地面積 [ha]			交付金額 [千円]	活動 組織数	交付金対象農用地面積 [ha]			交付金額 [千円]						
								計	田	畑			草地	計	田		畑		草地			
徳島市	13組織	1512	1112	400	0	1418	1034	384	0	38,543	12組織	1407	1023	383	0	22,075	700	467	233	0	25,021	85,638
鳴門市	19組織	1159	452	708	0	905	369	537	0	21,788	19組織	905	369	537	0	11,474	839	306	533	0	24,131	57,392
小松島市	9組織	855	832	23	0	777	758	19	0	24,258	9組織	763	746	17	0	14,297	572	556	16	0	25,744	64,299
阿南市	39組織	2342	2277	64	0	2342	2277	64	0	68,456	37組織	2325	2261	64	0	38,784	2067	2011	57	0	87,938	195,177
吉野川市	4組織	257	209	47	0	136	108	28	0	5,735	4組織	136	108	28	0	3,069	135	108	27	0	5,304	14,108
阿波市	21組織	2362	1854	496	12	2234	1741	481	12	59,952	21組織	2234	1741	481	12	31,917	1536	1350	186	0	63,119	154,988
美馬市	14組織	355	322	34	0	320	287	33	0	9,263	13組織	315	287	28	0	4,997	182	182	0	0	8,017	22,276
三好市	3組織	189	124	66	0	130	93	36	0	3,521	3組織	130	93	36	0	2,025	83	69	14	0	3,312	8,859
佐那河内村	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	2組織	52	50	2	0	41	41	0	0	1,400	2組織	37	37	0	0	943	7	7	0	0	472	2,814
神山町	1組織	5	0	5	0	5	0	5	0	109	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109
勝浦町	4組織	312	70	242	0	312	70	242	0	6,935	4組織	311	70	241	0	4,268	311	70	241	0	7,910	19,112
上勝町	10組織	81	19	61	0	81	19	61	0	1,808	8組織	64	16	48	0	902	0	0	0	0	0	2,709
那賀町	9組織	90	86	4	0	90	86	4	0	2,646	2組織	23	23	1	0	509	0	0	0	0	0	3,155
牟岐町	10組織	136	136	0	0	136	136	0	0	4,068	10組織	136	136	0	0	2,207	88	88	0	0	3,876	10,151
美波町	8組織	67	62	5	0	67	62	5	0	1,949	7組織	64	59	5	0	1,078	0	0	0	0	0	3,027
海陽町	10組織	175	172	3	0	175	172	3	0	5,230	2組織	18	17	1	0	261	18	17	1	0	762	6,253
松茂町	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北島町	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板野町	5組織	140	111	29	0	113	91	23	0	3,171	4組織	90	87	3	0	1,723	41	39	2	0	1,767	6,661
上板町	1組織	39	37	1	0	35	35	0	0	1,050	1組織	35	35	0	0	700	0	0	0	0	0	1,750
つるぎ町	3組織	376	48	329	0	376	48	329	0	8,005	0組織	0	0	0	0	1,200	347	23	325	0	3,100	12,305
東みよし町	0組織	0				0	0	0	0	0	0組織	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施19市町	185組織	10503	7971	2520	12	9692	7425	2255	12	267,884	158組織	8994	7108	1874	12	142,428	6927	5293	1634	0	260,472	670,784

注1) 小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注2) 2市町にまたがる受益を持つ活動組織(3組織)の取組面積は、国の集計方法に基づき、所在の大きい自治体(太字)で計上している。(阿南-小松島、阿波-吉野川、徳島-石井)

注3) 資源向上支払交付金(共同活動)の金額には組織の広域化支援(400千円/組織)を含む。つるぎ町は共同活動ゼロだが広域化が3組織あるため1,200千円が計上。

注4) 交付金総額は国費50%、県費25%、市町村費25%である。

多面的機能支払交付金 徳島県中間評価(案)

第1章 取組の基本方針

1. 基本的な考え方

近年の農村地域は、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっており、農業・農村が有する多面的機能の保全や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組の強化が重要となっている。このような中、国が平成19年度から「農地・水・環境保全対策」平成24年度からは「農地・水保全管理支払」として、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全活動、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化活動に対し支援を行ってきた。また、平成26年度から多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型直接支払の3事業からなる「日本型直接支払制度」が創設され、平成27年度から法に基づく事業として実施されている。

徳島県では、多様な主体を含む活動組織及び広域活動組織(以下「対象組織」という。)の共同による農山漁村の保全活動の推進、取組は重要施策であると考え「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画(平成25年3月改定)」において位置づけ、保全活動を推進し、農村コミュニティの活性化、地域資源の長寿命化と次世代への継承を図ることとしている。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し「多面的機能支払交付金」により支援することとしている。

2. 農地維持支払に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針及び活動要件を基礎として、水路、農道等の施設の適切な保全管理を促進するため、水路、農道、ため池の安全施設の適正管理、水路の配水操作の取組を追加する。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの(以下「農振農用地」という。)とする(以下「対象農用地」という。)

なお、多面的機能の発揮の観点から、農振農用地と一体的な農地の維持が特に必要と認められる農振農用地外の農用地を対象農用地とすることができる。

3. 資源向上支払(共同)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、水路、農道等の施設の適切な保全管理を促進するため、水路・農道・ため池の安全施設の適正管理等、水質保全のための池干し、農作物被害防止のための外来種の駆除等の取組を追加する。

4. 資源向上支払（長寿命化）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、ため池が広く分布しており、農作物の栽培に大きな役割を果たしているが、土砂の堆積により機能低下がみられ、ため池の浚渫が必要となっていることから、これらを保全するために交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。

5. その他推進体制等

本交付金による取組の推進にあたっては、徳島県、市町村、農業者団体、集落等の各組織間による緊密な連携のもと実施することが必要であることから、本県では、各組織に対する支援、指導・助言を行うことで円滑な事業の推進に資する推進組織を設置することとする。

推進組織には、平成26年度までにおいて多面的機能支払交付金の事業実施主体として位置付けられており、本交付金の詳細について精通している、徳島県、市町村、農業者団体等から構成する徳島県農地・水・環境保全活動推進協議会（以下「推進組織」という。）を位置付けることとする。

第2章 取組の状況

1. 取組実績

(1) 市町村数 : 19 割合 79% (19 / 24 全市町村数 × 100)

(2) 活動組織数 : 185

(広域活動組織含む) うち農地維持支払 185

資源向上支払 (共同) 158

資源向上支払 (長寿命化) 105

(3) 取組面積 : 10,503 ha

うち農地維持支払 9,692 ha

資源向上支払 (共同) 8,994 ha

資源向上支払 (長寿命化) 6,927 ha

(4) 対象施設数 : 水路 3,116 km、農道 744 km、ため池 142ヶ所

(5) 交付金額 : 670.8 百万円

うち農地維持支払 267.9 百万円

資源向上支払 (共同) 142.4 百万円

資源向上支払 (長寿命化) 260.5 百万円

2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況

(1) 農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」

■ 活動を実施している活動組織数 : 185 組織

■ 評価実施組織数 : 180 組織

■ 市町村の評価結果 : 概ね適当である。

(2) 資源向上活動 (共同) における「多面的機能の増進を図る活動」

■ 活動を実施している活動組織数 : 56 組織

■ 評価実施組織数 : 52 組織

■ 市町村の評価結果 : 指導又は助言が必要な組織は無く適当である。

第3章 取組による効果

1. 評価の視点と調査方法

(1) 「地域資源の保全管理」

(2) 「農村環境の保全・向上」

(3) 「農業用施設の機能増進」

(4) 「農村地域の活性化」

(5) 「構造改革の後押し等地域農業への貢献」

(6) 「都道府県独自の取組」

・平成27年度多面的機能支払交付金実績

・平成28年度自己評価・市町村評価調査

・平成28年度徳島県活動組織追加調査

・上記、自己評価・市町村評価等を元に活動組織の取組による評価を実施。

2. 効果の発現状況

【評価区分】

- a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である
(全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)

(1) 地域資源の保全管理

① 農地の保全管理

効果項目	評価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生や面積拡大を抑制	■	□	□	□
病虫害の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	■	□	□	□
農用地での鳥獣被害が抑制	□	□	□	■
農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	□	■	□	□
	□	□	□	□
	□	□	□	□
【補足】				
鳥獣被害の抑制についての効果発現については、取組前の被害の有無を把握していないため、効果が現定的となっているが、構成員が狩猟免許を取得した活動組織もあり、一定の効果は発現しているものと思われる。				

(様式)

②農業用施設の機能維持

効果項目	評価			
	a	b	c	d
農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	☐	☒	☐	☐
異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	☐	☒	☐	☐
農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減	☐	☐	☒	☐
	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
【補足】 農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理される事で、台風の際の被害が軽減された地域もあり、効果が発現している。				

(様式)

③地域資源の保全管理体制の維持・強化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	☐	☒	☐	☐
集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保全管理のための体制が強化	☐	☒	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
【補足】 農業用施設等地域資源の保全管理については、集落での寄り合いや、実践活動により管理体制の維持・強化が図られつつある。				

■総括：地域資源の保全管理については、遊休農地が含まれる活動組織においては解消が進むと共に、遊休農地の発生抑制が図られている。また、取組前よりも集落内での寄り合い等の開催が増え、地域をまとめる役員等が定着することで、農業者等による水路、農道等地域資源の適切な保全管理が計画的に実施されており機能の維持をはじめ、台風等異常気象時の際の被害も軽減されており効果が発現している。

(様式)

(2) 農村環境の保全・向上

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域の景観が保全・向上	■	□	□	□
地域の生態系や水質が保全・向上	■	□	□	□
伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	□	□	□	■
活動に対する関心や理解、協力意識が向上	□	■	□	□
	□	□	□	□
	□	□	□	□
【補足】 9割の活動組織が、景観や水質等の農村環境の向上に効果が発現していると回答している。				

■総括：農村環境の保全・向上については、多くの活動組織が取り組んでおり、コスモスやひまわり等の植栽に子供が参加することにより、農業や農業用施設などに関心を持って貰う機会となっている。また参加者の環境保全に関する関心や理解が進むことで取組への参加意識が高まるとともに、不法投棄が減少するなど農村環境保全の効果が発現している。

(様式)

(3) 農業用施設の機能増進

効果項目	評価			
	a	b	c	d
施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	☐	☒	☐	☐
長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	☐	☒	☐	☐
農業用施設の補修技術や知識が向上	☐	☐	☒	☐
農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	☐	☒	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
【補足】 活動組織を対象とした、研修会の際に、「施設の軽微な補修」に関する実技を実施し活動組織のスキルアップを図る事により施設の長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上している。				

■総括：長寿命化の活動等により老朽化した農業用施設等から通水能力の確保が図られることにより、維持管理の軽減や農業生産性の向上が図られるとともに、台風等異常気象時には排水機能が確保されることにより、農業生産や周辺地域への被害が軽減される効果が発現している。

(様式)

(4) 農村地域の活性化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	☐	☐	☒	☐
集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化	☐	☐	☒	☐
	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
【補足】 遊休農地等を活用した植栽などの景観形成活動により、地域のシンボルが出来ることで憩いの場となり地域間交流が活性化している。				

■総括：遊休農地や畦畔等を活用した植栽や生き物調査などの環境活動を小学校、老人会等と連携して実施することにより、地域内の連携強化や世代間交流が盛んになっている。一部の活動組織では、隣接する活動組織へも波及効果が及ぶことにより活発な活動の展開により農村地域の活性化が期待されている。一方、多くの活動組織では、2年を経過したばかりであるため、今後さらに、地域間、集落間の交流による活性化の促進が必要である。

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目	評価			
	a	b	c	d
担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進	☐	☐	☒	☐
農業の担い手の育成が推進	☐	☐	☒	☐
取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	☐	☐	☐	☒
大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	☐	☐	☐	☒
	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
【補足】 一部の組織では、農産物へのブランド化に関心を寄せたり、集落営農への話し合いを持つなど、今後地域農業への貢献へ向けた取組が進んでいくものと思われる。				

■総括：一部の組織では、集落営農組織が出来るなど農地の集約化が進むとともに、農産物へのブランド化に関心を寄せるなどの取組が進んでいる。一方、多くの活動組織では、2年を経過したばかりであるため、今後集落営農への話し合いを持つなど、地域農業への貢献へ向けた取組が課題である。

(様式)

(6) 都道府県独自の取組

効果項目	評価			
	a	b	c	d
水路、農道、ため池の安全施設の適正管理を行うことにより、施設の適切な保安全管理が促進	☐	☒	☐	☐
水路の計画に基づいた配水操作を行うことにより、施設の適切な保安全管理が促進	☐	☒	☐	☐
ため池の池干しを行うことにより、水質の保全が促進	☐	☒	☐	☐
外来種の生物の駆除等を行うことにより、農作物被害が軽減、防止	☐	☒	☐	☐
【補足】 特に水路工での安全施設の適正管理に取り組む組織が多く、安全性の向上が図られているものと思われる。				

■総括：徳島県独自の取組については、地域の要望を反映した活動で有ることから、取り組む組織が多く安全施設の適正管理により安全性の向上や、外来種（ミシシippアカミミガメ、スクミリンゴカイ等）の駆除等の活動が実施されることにより、農作物の被害の軽減をはじめ、農村環境を保全する効果も発現している。

第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

- ・本県では、多面的機能支払交付金により、農地や農業用水路などの農村資源の保全や施設の長寿命化、農村環境の向上に効果の高い共同活動を地域ぐるみで実践している優良活動組織を「徳島県農地・水保全管理対策優良活動表彰（がんばる農村とくしま大会）」として表彰及び事例紹介等を行い、関係者の意欲の高揚を図ることにより、活動の定着とレベルアップを推進している。（平成20年度より、延べ応募組織数51組織）。

第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

1. 課題と今後の取組方向

- ・現在、本県の取組の全市町村におけるカバー率は79%（19/24）となっているが、農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、地域が主体となった地域資源の保全管理が重要であると考えするため「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に重要な施策として位置づけており、引き続き推進していく。
- ・集落の寄り合いや実践活動により管理体制の維持・強化が図られる一方、農業者の高齢化により将来的な不安を抱える活動組織については、広域組織化の推進や、今後の地域資源保全管理構想の策定により体制の強化を図る。

2. 制度に対する提案等

- ・制度変更に伴い平成28年度からの新規組織は、資源向上支払（長寿命化）について、直営施工や広域組織化しない場合単価が5/6になるなど、一部活動に取り組みえない状況にある。また、財政状況が厳しい自治体もある実情を踏まえ、新たに取り組む活動組織を増やし、活動の拡大を図り事業効果を発揮するためには、平成27年度までの実施地区はもちろん、平成28年度からの新規取組組織に対する財源も含め地方が求める予算の確保と交付単価の据置措置を提案する。
- ・平成27年度より制度が法制化された一方で、交付ルートが変更されたことによる交付事務や、市町村による交付対象農用地の現地確認業務など市町村事務の負担が増加しマンパワーが不足している。このことから、事業を効率的に実施するため、制度の複雑化に伴う、増加する指導や交付事務の更なる簡素化を図ることを要望する。
- ・交付金の弾力的な運用を図るために、農地維持支払、資源向上支払（共同）と資源向上支払（長寿命化）の経理区分の統合を行う等、地域の実情に応じた運用ができるような制度変更を要望する。